

インボイス制度は業種や売上高に関わらず、ほとんどの事業者に影響があります！

インボイス制度対策セミナー

～制度の概要と実務対応について～



令和 5 年 10 月から消費税の**インボイス制度**が開始されます。インボイス(適格請求書)は、従来の区分記載請求書の内容に加え、インボイス登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額が必要になります。令和 3 年 10 月から発行事業者登録が始まっており、制度開始時から導入するには、事情により困難な場合を除き、令和 5 年 3 月 31 日までに登録を終える必要があります。**インボイス制度は業種や売上高に関わらず、ほとんどの事業者に影響があります。**

ぜひ本セミナーにご参加いただき、**知らないでは済まされないインボイス制度**について、概要から実務対応のポイントまで理解を深めていただければと存じます！ご参加お待ちしております！！

＜開催日＞ **令和 4 年 10 月 26 日(水) 19:00～21:00**、
11 月 8 日(火) 13:30～15:30、**11 月 10 日(木) 13:30～15:30**

＜講師＞ **中国税理士会柳井支部 派遣 税理士**
 ＜開催会場＞ **柳井商工会議所 1F 研修室**
 ＜受講料＞ **無料**
 ＜定員＞ **各回 20 名** (※定員になり次第締め切らせていただきます。)
 ＜対象者＞ 主催団体・共催団体管内の中小企業・小規模事業者
 ＜主催＞ **柳井商工会議所** <共催> **柳井法人会・柳井青色申告会**



＜セミナー内容＞

- インボイスって何？
- インボイスで何が変わる？
- インボイス導入での注意点
- 電子帳簿保存法とは？(参考)
- 質疑応答

＜個別相談を別途開催します！＞

受講者で希望される方は、後日、税理士等による個別相談を受けることができます。

※定員 20 名 (※希望者多数の場合抽選)

※開催日程は後日調整します。

※個別相談講師は主催者が別途選定します。

※セミナー当日質疑応答の時間も設けます。

＜関連サイト＞ 国税庁「インボイス制度特設サイト」(二次元コード参照)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

＜申込・問合せ＞ **柳井商工会議所** 〒742-8645 柳井市中央二丁目 15 番 1 号

TEL22-3731/FAX22-8811/MAIL soudan@yanaicci.or.jp

＜申込方法＞ 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、**令和 4 年 10 月 24 日(月)迄**に、FAXまたはメール・電話にてお申し込みください。(※定員になり次第締め切らせていただきます。お申込はお早めに。)

＜お願い＞ 発熱や咳など風邪症状のある方のご来場はご遠慮ください。/ご来場の際には、マスクの着用と会場入り口のアルコール消毒液にて手の消毒をお願いします。/新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、急遽中止・延期となる場合がありますのでご了承ください。/駐車場に限りがあります。お車でお越しの方は、周辺の有料駐車場をご利用ください。(各自精算)

『インボイス制度対策セミナー・個別相談会』参加申込書

柳井商工会議所 行き FAX0820-22-8811 / Mail: soudan@yanaicci.or.jp

受講希望日:	10月26日(水)夜 or 11月8日(火)昼 or 11月10日(木)昼 (いずれかに○印をお付けください)		
事業所名:		個別相談希望:	あり or なし
所在地:		電話番号:	
受講者氏名:		受講者氏名:	

※ご記入頂いた情報は、当会からの連絡・情報提供のために利用するほか、今後セミナー開催のための実態調査・分析に利用することがあります。